

総合理工学研究科・メカニクス系工学専攻の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程担当の指導教員、他大学大学院担当の指導教員を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 機械工学の基礎から応用研究までの専門知識を持つこと
- (2) 研究した成果をまとめ、学会で口頭発表できること
- (3) 研究した成果を論文として記述しその構成が正しくかつ説明のために論理的な記述ができること
- (4) 産学間の中核的研究者としてのグローバルな視点を持ち、英語論文を読解できること

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(博士前期課程メカニクス系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)30%、(4)10%)を、10～100 点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文(課程修了)】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 18 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 機械工学の基礎から応用研究までの高度な専門知識を持つこと
- (2) 研究した成果をまとめ、学会で口頭発表できること
- (3) 研究した成果を学術論文にまとめ、査読に通って採録される能力を持つこと
- (4) 産学間の中核的人物としてのグローバルな視点を持ち、英語で発表できること

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程メカニクス系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)30%、(4)10%)を、10～100 点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計 60 点以上をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文(論文提出)】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 18 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 機械工学の基礎から応用研究までの高度な専門知識を持つこと
- (2) 研究した成果をまとめ、学会で口頭発表できること
- (3) 研究した成果を学術論文にまとめ、査読に通って採録される能力を持つこと
- (4) 産学間の中核的人物としてのグローバルな視点を持ち、英語で発表できること

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程メカニクス系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)30%、(4)10%)を、10～100 点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第27条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(博士前期課程メカニクス系工学専攻)

評価項目	A(100点)	B(60点)	C(10点)
(1) 機械工学の基礎から応用研究までの専門知識を持つこと	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じ、十分な専門知識を有していることが確認できる	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じた専門知識の確認においては十分とは言えず、公聴会までにさらなる学修により基準Aの達成が期待できる	専攻の専門科目にかかる修了要件を満足していない、または論文内容およびそれに係る口頭試問等を通じた専門知識の確認において、自身の知識で論文執筆したことが確認出来ない、または知識が基礎の域を出ず公聴会までの基準Aの達成が期待できない。
(2) 研究した成果をまとめ、学会で口頭発表できること	機械工学分野にかかる権威のある学会において口頭発表を行った。	機械工学分野にかかる権威のある学会において口頭発表は行っていないが、論文内容に関わりの深い審査委員の口頭試問等により、内容が学会発表水準に相当すると判断された。判定される主な基準は新規性、妥当性、有用性の提示の有無である。	機械工学分野にかかる権威のある学会において口頭発表を行えておらず、また論文内容に関わりの深い審査委員の口頭試問等においても、内容が学会発表水準に相当するとは判断できない。
(3) 研究した成果を論文として記述しその構成が正しくかつ説明のために論理的な記述ができること	提出論文の構成、論理的な説明・考察が明瞭で理解できる記述であることが確認できる。	提出論文の構成、論理的な説明・考察の一部が不明瞭であるがその記述に不整合が見られない	提出論文の構成、論理的な説明・考察が不明瞭で、その記述に不整合がみられる。
(4) 産学間の中核的研究者としてのグローバルな視点を持ち、英語論文を読解できること	提出論文において十分な質、量の英文資料が参照され、また背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されている。	提出論文において一定の質、量の英文資料が参照されているか、背景や研究の位置づけ等において国外の研究が正しく言及されている。	提出論文において適切な英文資料の参照が認められず、背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されていない。

表2 学位論文評価基準表(博士後期課程メカニクス系工学専攻)

評価項目	A(100点)	B(60点)	C(10点)
(1) 機械工学の基礎から応用研究までの高度な専門知識を持つこと	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じ、高度な専門知識を十分有していることが確認できる	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じた専門知識の確認においては十分とは言えず、公聴会までにさらなる学修により基準 A の達成が期待できる	専攻の専門科目にかかる修了要件を満足していない、または口頭試問等を通じた専門知識の確認において、自身の知識で論文執筆したことが確認出来ないなど公聴会までの基準 A の達成が期待できない
(2) 研究した成果をまとめ、学会で口頭発表できること	機械工学分野にかかる権威のある学会において口頭発表(複数回の日本語および英語による口頭発表またはポスター発表)を行い質疑応答に適切に回答した。	機械工学分野にかかる権威のある学会において複数回の口頭発表は行えていないが、論文内容に関わりの深い審査委員の口頭試問等により、内容が学会発表水準に相当すると判断された。判定される主な基準は新規性、妥当性、有用性の提示の有無である。	機械工学分野にかかる権威のある学会において口頭発表を行えておらず、また論文内容に関わりの深い審査委員の口頭試問等においても、内容が学会発表水準に相当するとは判断できない。
(3) 研究した成果を学術論文にまとめ、査読に通って採録される能力を持つこと	機械工学分野にかかる権威のある学会において、研究科規則に定められた数の採択論文を有し、審査委員による審査でも新規性や妥当性の観点で権威ある学会の査読付き論文水準であると判定される。	機械工学分野にかかる権威のある学会において、研究科規則に定められた数の採択論文を有する。審査委員により適切な水準と判定されないが、公聴会までの基準 A の達成が期待できる。	機械工学分野にかかる権威のある学会において、研究科規則に定められた数の採択論文を有さない、または審査委員により適切な水準と判定されず、公聴会までの基準 A の達成が期待できない。
(4) 産学間の中核的人物としてのグローバルな視点を持ち、英語で発表できること	国際会議での英語発表の実績があり、口頭試問等において英語での専門的議論が十分可能であると確認出来る。また、提出論文において十分な質、量の英文資料が参照され、国外の研究が正しく言及されている	国際会議での英語発表の実績がある。また、口頭試問等において英語での専門的議論能力や、提出論文において国外研究言及等が十分確認出来ないが、公聴会までに基準 A の達成が期待できる	国際会議での英語発表の実績が無い。また、または審査委員により適切な水準と判定されず、公聴会までの基準 A の達成が期待できない。